

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

Issue 553・2017/10/10～2017/10/16

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于积极推进供应链创新与应用的指导意见..... 2
- 关于深化审评审批制度改革鼓励药品医疗器械创新的意见..... 2
- 关于公布、废止部分商品归类决定的公告... 3
- 关于率先行动改革优化营商环境实施方案（北京）..... 3

二、里兆解读

- “准入前国民待遇+负面清单”时代的到来——简析《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》..... 4

三、近期热点话题..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- サプライチェーンの革新と応用を積極的に推進することに関する指導意見..... 2
- 審査評価・審査許可制度の改革を推進し、医薬品・医療機器の革新を奨励することに関する意見..... 2
- 商品分類決定の公布及び一部廃止に関する公告..... 3
- 他の地域に先駆けて改革を実施し、ビジネス環境を改善するための実施方案（北京）..... 3

二、里兆解説

- 「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」の時代を迎えた
——「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」を簡潔に分析する…………… 4

三、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 关于积极推进供应链创新与应用的指导意见

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2017〕84号

【发布日期】2017-10-13

【内容提要】该意见提出：

- 推行产品全生命周期绿色管理，在汽车、电器电子、通信、大型成套装备及机械等行业开展绿色供应链管理示范。
- 加强绿色物流新技术和设备的研究与应用，贯彻执行运输、装卸、仓储等环节的绿色标准，开发应用绿色包装材料，建立绿色物流体系。
- 鼓励建立基于供应链的废旧资源回收利用平台，建设线上废弃物和再生资源交易市场。落实生产者责任延伸制度，重点针对电器电子、汽车产品、轮胎、蓄电池和包装物等产品，优化供应链逆向物流网点布局，促进产品回收和再制造发展。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-10/13/content_5231524.htm

● 关于深化审评审批制度改革鼓励药品医疗器械创新的意见

【发布单位】中共中央办公厅、国务院办公厅

【发布日期】2017-10-08

【内容提要】该意见从“改革临床试验管理”、“加快上市审评审批”、“促进药品创新和仿制药发展”等6个方面提出了36条具体措施。其中包括：

- 允许境外企业和科研机构在中国依法同步开展新药临床试验。
- 接受境外临床试验数据。在境外多中心取得的临床试验数据，符合中国药品医疗器械注册相关要求的，可用于在中国申报注册申请。对在中国首次申请上市的药品医疗器械，注册申请人应提

一、最新中国法令

● サプライチェーンの革新と応用を積極的に推進することに関する指導意見

【発布機関】国務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2017〕84号

【発布日】2017-10-13

【概要】本意見では以下の通り提言している。

- 製品の全ライフサイクルにおけるグリーンマネジメントを推進し、自動車、電機・電子、通信、大型プラント設備及び機械などの業種においてグリーンサプライチェーンマネジメントのモデル的な取り組みを実施する。
- グリーン物流の新技術及び設備の研究と応用を強化し、運輸、積卸、倉庫保管などの段階における環境配慮基準を徹底し、エコ包装材料の開発と応用に取組み、グリーン物流システムを構築する。
- サプライチェーンに基づく廃棄資源のリサイクルプラットフォームの構築を奨励し、廃棄物及び再生資源のオンライン取引市場を構築する。拡大生産者責任制度を実行し、電機・電子、自動車製品、タイヤ、蓄電池及び包装物などの製品を重点の対象として、サプライチェーンにおけるリバースロジスティックのネットワークの配置を最適化し、製品のリサイクル及び再製造の発展を促す。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-10/13/content_5231524.htm

● 審査評価・審査許可制度の改革を推進し、医薬品・医療機器の革新を奨励することに関する意見

【発布機関】中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁

【発布日】2017-10-08

【概要】本意見では「臨床試験管理改革」、「発売に伴う審査評価・審査許可の加速化」、「革新的医薬品及びジェネリック医薬品の発展促進」などの6つの方面から36条の具体的措置を提言している。具体的には以下が含まれる。

- 海外の企業及び科学研究機関が中国において法に依拠し新薬の臨床試験を同期的に展開することを認める。
- 海外の臨床試験データを認める。海外の複数箇所のセンターで取得した臨床試験データが中国医薬品医療機器登録要件に適合する場合、中国において申告・登録申請をする際に使用することができる。中国において初めて発

供是否存在人种差异的临床试验数据。

- 国家卫生计生委或由其委托有关行业协会（学）公布罕见病目录，建立罕见病患者登记制度。罕见病治疗药品医疗器械注册申请人可提出减免临床试验的申请。对境外已批准上市的罕见病治疗药品医疗器械，可附带条件批准上市，企业应制定风险管控计划，按要求开展研究。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/2017-10/08/content_5230105.htm

● 关于公布、废止部分商品归类决定的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2017 年第 46 号
【发布日期】2017-09-30
【实施日期】2017-10-01
【内容提要】海关总署公布了《2017 年商品归类决定（Ⅲ）》和《2017 年废止的商品归类决定（Ⅲ）》。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/734961/index.html>

● 关于率先行动改革优化营商环境实施方案（北京）

【发布单位】中共北京市委、北京市人民政府

【发布日期】2017-10-12
【内容提要】该意见从营造更加开放的投资环境、更加便利的贸易环境、更加良好的生产经营环境、更加精细的人才发展环境等五方面 22 项措施。其中包括：

- 除法律法规有明确规定或确需境外投资者提供信息外，统一内外资企业业务牌照和资质申请的标准和时限。
- 深化外资企业“一窗受理”改革，实现外资企业设立全程电子化。
- 落实国家外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法，实现备

壳を申請する医薬品・医療機器については、登録申請者は人種によって差異があるかどうかに関する臨床試験データを提供しなければならない。

- 国家衛生計画生育委員会又は同委員会が係る業界協会（学会）に委託し、珍しい病気のリストを公開し、珍しい病気に罹った患者の登記制度を構築する。珍しい病気を治療するための医療機器の登録申請者は、臨床試験減免の申請をすることができる。海外において発売をすでに認められている珍しい病気を治療するための医薬品・医療機器については、条件付きで発売を認めることができるが、企業はリスク管理計画を制定し、要件通りに研究しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/2017-10/08/content_5230105.htm

● 商品分類決定の公布及び一部廃止に関する公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2017 年第 46 号
【発布日】2017-09-30
【実施日】2017-10-01
【概要】税関総署は「2017 年商品分類決定（Ⅲ）」及び「2017 年廃止する商品分類決定（Ⅲ）」を公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/734961/index.html>

● 他の地域に先駆けて改革を実施し、ビジネス環境を改善するための实施方案（北京）

【発布機関】中国共産党北京市委員会、北京市人民政府

【発布日】2017-10-12
【概要】本意見では、より一層開放された投資環境、より一層の便宜が図られた貿易環境、より良好な生産経営環境を創造し、より整備された人材育成環境を創出することなどの 5 つの方面から計 22 条の措置について提言している。具体的には以下の内容が含まれる。

- 法律法規に明確な規定がある場合又は海外投資者から情報を提供してもらう必要が確かにある場合を除き、国内・外資企業の営業許可証及び資格申請の基準と期限を統一して扱う。
- 外資企業の「受理窓口一本化」改革を推進し、外資企業の設立手続きの完全電子化を実現する。
- 国家外商投資企業設立・変更届出管理暫定弁法を実行し、届出事項の

案事项办理时限由 20 个工作日缩短至 3 个工作日。

- 对外商投资旅游类项目，探索试行分级下放核准事权。
- 制定北京市政府核准的投资项目目录（2017 年本），再压减 50%的核准事项。
- 在符合各类规划的前提下，对国家级开发区利用外资项目所需建设用地指标予以优先保障。
- 完善外国人工作许可证等制度，促进高端人才引进。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengce.beijing.gov.cn/library/192/33/50/438650/1290610/index.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

● “准入前国民待遇+负面清单”时代的到来

——简析《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》

2017 年 07 月 30 日，商务部公布了《关于修改〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》（商务部令 2017 年第 2 号，以下简称“新《备案办法》”），对 2016 年 10 月 08 日公布的《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》（以下简称“原《备案办法》”）进行了修订。同日，商务部还公布了《关于外商投资企业设立及变更备案管理有关事项的公告》（商务部公告 2017 年第 37 号，以下简称“《公告》”），对此次修订作了进一步说明。此次修订扩大了外资准入备案制的适用范围，对于推动中国外商投资步入“准入前国民待遇+负面清单”时代具有重要的意义。下文将对备案管理制度的最新变化进行逐一解读，并作简要分析。

一、将不涉及准入特别管理措施的外国投资者并境内非外商投资企业纳入备案制

2016 年 10 月 01 日原《备案办法》实施后，国家发展和改革委员会和商务部共同公布了 2016 年第 22 号公告，其中明确规定“涉及外资并购设立

取投所要時間を 20 業務日から 3 業務日に短縮する。

- 外国投資家が投資する旅行類事業について、級別に認可権限を委譲する体制を模索し試行する。
- 北京市政府が承認する投資プロジェクト（2017 年版）を制定し、認可事項をさらに 50%減らす。
- 各種計画に適合することを前提として、国家級開発区において外資プロジェクトにて必要とする建設用地指標を優先的に保障する。
- 外国人就労許可証などの制度を整備し、高度人材の誘致を促進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengce.beijing.gov.cn/library/192/33/50/438650/1290610/index.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

● 「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」の時代を迎えた

——「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」を簡潔に分析する

2017 年 7 月 30 日、商務部は「『外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法』の改正に関する決定」（商務部令 2017 年第 2 号、以下「新『届出弁法』」という）を公布し、2016 年 10 月 8 日に公布された「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」（以下「旧『届出弁法』」という）について修正を行った。同日、商務部は「外商投資企業設立及び変更届出管理の関連事項に関する公告」（商務部公告 2017 年第 37 号、以下「『公告』」という）を公布し、今回の改正についてさらに説明を行った。今回の改正は、外資参入届出制の適用範囲を拡大するものであり、中国での外商投資が「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」の時代に踏み入るよう促すうえで重要な意味を持つ。本稿では、届出管理制度の最新の変更点を逐一読み解き、簡潔に分析する。

一、参入特別管理措置が適用されない外国投資家による国内非外商投資企業の合併買収を届出制に組み入れた

2016 年 10 月 1 日、旧「届出弁法」が実施された後、国家发展和改革委员会と商務部は 2016 年第 22 号公告を共同で公布し、「外資による合併買収に基づく企業

企业及变更的，按现行有关规定执行”，即外国投资者并购境内企业仍需获得商务部门事前审批。新《备案办法》对此进行了修改：“由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，按照本条第一款办理设立备案手续，填报《设立申报表》”，将不涉及准入特别管理措施的外国投资者并购境内非外商投资企业纳入备案制范围。

需要提醒的是：

1. 一旦外资并购涉及“关联并购”的情况下，仍需要由商务部门进行审批。而所谓“关联并购”，是指《商务部关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令 2009 年第 6 号，以下简称“《并购规定》”）第十一条中所规定的情形，即“境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司名义并购与其有关联关系的境内的公司”的情况。
2. 根据新公布的《外商投资企业设立备案申报表》的内容可知，在进行外资并购情形下的设立/变更备案时，除需要按照通常外商投资企业设立/变更备案的要求提供相关材料和信息外，还需对一些特别事项加以说明。例如，是否涉及拥有中华老字号的境内企业，是否涉及国有资产转让。
3. 在填写《外商投资企业设立备案申报表》时，还需要对并购的对价、支付方式（现金、实物、无形资产或股权等）、出资股权值进行说明，并明确记载被并购股权/资产价值评估情况、股权/资产评估值、财务审计报告编号和涉及国有资产时的核准/备案机构等信息。

二、 将不涉及准入特别管理措施的外国投资者对上市公司实施战略投资纳入备案制

新《备案办法》增设第七条，其中规定：“外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，属于本办法规定的备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续，填报《设立申报表》。外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。备案完成后，如战略投资备案信息发生变更的，应于《证券法》及相关规定要求的信息披露义务人履行信息披露义务之日起 5 日内办理变更备案。”

の設立及び変更の場合、現行の関連規定に従い実施する」とし、それはつまり、外国投資家による国内企業の合併買収事項は、依然として商務部門の事前審査許可を経なければならないことが明確に規定されていた。新「届出弁法」ではこの点について、「合併買収、吸収合併などにより、非外商投資企業から外商投資企業に切り換わる場合で、本弁法に定める届出制の範囲に該当するときは、本条第一項に従い設立届出手続きを行い、『設立申报表』に記入する」と改め、参入特別管理措置適用外の外国投資家による国内非外商投資企業の合併買収事項を届出制の範囲に組み入れた。

注意すべき点は以下の通りである。

1. 外資による合併買収が「関連関係のある合併買収」である場合には、引き続き商務部門での審査許可が必要である。また、「関連関係のある合併買収」とは、「外国投資家による国内企業の合併買収に関する商務部の規定」（商务部令 2009 年第 6 号、以下「『合併買収規定』という））第十一条で規定される「国内会社、企業又は自然人が国外で法に依拠して設立し又は支配する会社の名義をもって、自らと関連関係のある国内の会社を合併買収する」ケースをいう。
2. 新たに公布された「外商投資企業設立届出申报表」によれば、外資による合併買収のもとで設立又は変更の届出を行う際には、外商投資企業設立又は変更の届出に関する通常の実務上の要求に従って係る資料や情報を提供しなければならないほか、一部の特別事項（例えば、中国老舗ブランドの称号をもつ国内企業に係るのかどうか、国有资产の譲渡が生じるのかどうか）についても説明しなければならないことがわかる。
3. 「外商投資企業設立届出申报表」に記入する際には、合併買収の対価、決済手段（現金、現物、無形資産又は持分など）、出資持分の価額について説明し、且つ合併買収される持分又は資産の価値評価状況、持分又は資産評価額、財務監査報告書番号及び国有资产に係わる場合の認可又は届出機構などに関する情報も明記する必要がある。

二、 参入特別管理措置適用外の外国投資家による上場会社への戦略投資を届出制に組み入れた

新「届出弁法」では第七条が追加され、次のように規定されている。「外国投資家が非外商投資の上場会社に対して戦略投資を実施し、それが本弁法に定める届出制の範囲に該当する場合、証券登記決済機構での証券登記を行う前、又は登記後 30 日以内に届出手続きを行い、『設立申报表』に記入しなければならない。外商投資による上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を誘致し、それが届出制の範囲に該当する場合、証券登記決済機構での登記を行う前、又は登記後 30 日以内に変更届出手続きを行い、『変更申报表』に記入しなければならない。届出完了後に、戦略投資に係る届出情報に変更があった場合、『証券法』及び関連規定にて定められた情報開示義務者が情報開示義務の履行日から 5 日以内に変更の届出を行わなければならない

所谓外国投资者对上市公司进行战略投资，是指《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》（商务部、证监会、税务总局、工商总局、外汇局令 2005 年第 28 号）中规定的外国投资者对已完成股权分置改革的上市公司和股权分置改革后新上市公司通过具有一定规模的中长期战略性并购投资，取得该公司 A 股股份的行为。

需要提醒的是：

1. 根据《证券法》等相关法律法规以及上市公司内部规则，对于不同的变更事项，信息披露义务人履行信息披露义务的时限可能不同，因而在实务中需要查明相关时限。
2. 初始备案的，备案时间为证券登记前或登记后 30 日内；备案完成后发生变更的，备案时间是信息披露义务之日后的 5 日内。

三、 备案时需披露外商投资企业最终实际控制人的股权架构

新《备案办法》在第八条第一款“办理备案手续需提交的文件清单”中增加了第（七）项：“外商投资企业最终实际控制人股权架构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）”。所谓“外商投资企业最终实际控制人股权架构图”，根据业内普遍的理解，是指外商投资企业至其最终实际控制人的完整的股权架构图。

而此前，企业在办理备案手续时，仅需根据企业自身判断，披露最终实际控制人信息以及控制方式即可。这一转变，体现了政府对红筹模式下的实际股权结构的监管力度正在进一步加大。

四、 对外国投资者以境外公司股权作为支付手段并购境内公司情形的特殊规定

新《备案办法》在第八条第一款“办理备案手续需提交的文件清单”中增加了第（八）项：“涉及外国投资者以符合规定的境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》”。即在跨境换股中，因跨境换股获得境外公司股权的一方应当先到商务部、外汇管理机关完成境外投资相关手续，取得《企业境外投资证书》后，凭《企业境外投资证书》完成外商投资企业的设立/变更备案。

值得注意的是，《并购规定》第二十八条对“境外公司”的范围加以限定：“除本章第三节所规定的

い。」

外国投資家による上場会社への戦略投資とは、「外国投資家による上場会社への戦略投資管理弁法」（商务部、证监会、税务总局、工商总局、外貨局令 2005 年第 28 号）に定める、外国投資家が非流通株改革を完了させた上場会社及び非流通株改革後の新上場会社に対し、一定規模の中長期戦略的合併買収投資を通じて当該会社の A 株を取得する行為をいうものである。

注意すべき点は以下の通りである。

1. 「証券法」などの関係する法律法規及び上場会社の内部規則によると、それぞれの変更点ごとに、情報開示義務者が情報開示義務を履行する期限が異なる可能性があるため、実務において係る期限を調べておく必要がある。
2. 初めて行う届け出の場合、届出期間は、証券登記を行う前、又は登記後 30 日以内とされる。届出完了後に変更が生じた場合、届出期間は、情報開示義務の履行日から 5 日以内である。

三、 届出の際に外商投资企业での最終的な実質的支配者の株式保有構成を開示する必要がある

新「届出弁法」は、第八条第一項「届出手続きを行う際に提出が必要な書類リスト」の第（七）号に、「外商投资企业での最終的な実質的支配者の株式保有構成図（変更点が外商投资企业での最終的な実質的支配者の変更に関係しない場合は提供不要）」を追加した。業界での一般的な認識によれば、「外商投资企业での最終的な実質的支配者の株式保有構成図」とは、外商投资企业からその最終的な実質的支配者に至るまでの完全な株式保有構成図をいう。

これより前は、企業が届出手続きを行う際には、企業自らの判断により、最終的な実質的支配者の情報及び支配方式を開示するだけでよいとされていた。この変更は、政府がレッドチップスキームにおける実際の株式保有構造に対する監督管理をさらに強化していくことを表すものである。

四、 外国投資家が国外会社の持分を決済手段として国内会社を合併買収する場合における特別規定

新「届出弁法」では、第八条第一項を追加し、「届出手続きを行う際に提出する必要のある書類リスト」に第（八）号：「外国投資家は、規定を満たす国外会社の持分を決済手段とする場合、国外会社の持分を取得した国内企業の『企業国外投資証書』を提供する必要がある」とした。つまり、クロスボーダー株式交換スキームにおいては、クロスボーダー株式交換を通じて国外会社の持分を取得する当事者は、まず商务部、外貨管理機関で国外投資に係る手続きを完了させ、「企業国外投資証書」を取得しなければならず、その後、「企業国外投資証書」をもって外商投资企业設立又は変更の届出手続きを完了させることになる。

留意点として、「合併買収規定」第二十八条では「国外会社」の範囲を限定しており、「本章第三節で規定し

特殊目的公司外，境外公司应为上市公司，其上市所在地应具有完善的证券交易制度”。而在《设立申报表》中外资并购的“并购支付方式”的可选项也仅有“境外上市公司股权”和“境内公司股权”两种，可见其他类型的境外公司股权并不能作为外资换股并购的支付手段。

五、对于准入特别管理措施适用范围的明确区分

除上述变更外，《公告》中对于准入特别管理措施实施的范围进行了明确区分。自由贸易试验区内，国家规定实施准入特别管理措施的范围，自 2017 年 07 月 10 日起，依照《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017 年版）》的规定执行；自由贸易试验区外，国家规定实施准入特别管理措施的范围，自 2017 年 07 月 28 日起，依照《外商投资产业指导目录（2017 年修订）》中《外商投资准入特别管理措施（外商投资准入负面清单）》的规定执行。

（里兆律师事务所 2017 年 10 月 13 日编写）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 公司法司法解释（四）
- 债权回收

ている特定目的会社を除き、国外会社は上場会社であり、その上場所在地は完全な証券取引制度を整備している場所でなければならない」としている。また「設立申告表」において、外資が合併買収する場合の「合併買収の決済手段」には、「国外上場会社の持分」と「国内会社の持分」の 2 つの選択肢しかなく、他の形態の国外会社持分を外資の株式交換による買収時の決済手段にはできないことがわかる。

五、参入特別管理措置の適用範囲が画定された

以上の変更点のほか、「公告」では、参入特別管理措置の実施範囲も画定されている。自由貿易試験区内において、国が参入特別管理措置の適用を規定する範囲は、2017 年 7 月 10 日から、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）」の規定に従い実施するとされており、また、自由貿易試験区外においては、国が参入特別管理措置の適用を規定する範囲は、2017 年 7 月 28 日から、「外商投資産業指導目録（2017 年改正）」の中の「外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）」の規定に従い実施するとしている。

（里兆法律事務所が 2017 年 10 月 13 日付で作成）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 会社法司法解释（四）
- 債権回収